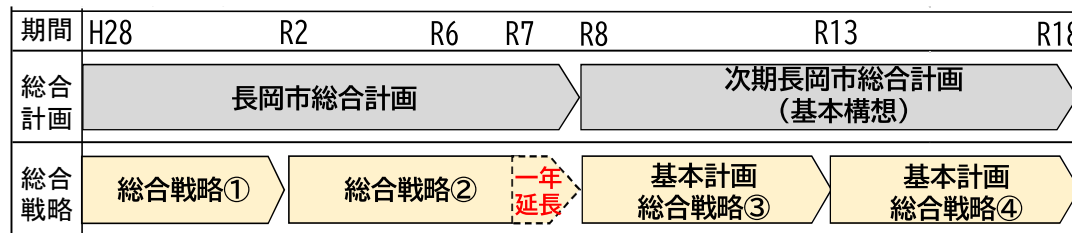


1 総合戦略の策定

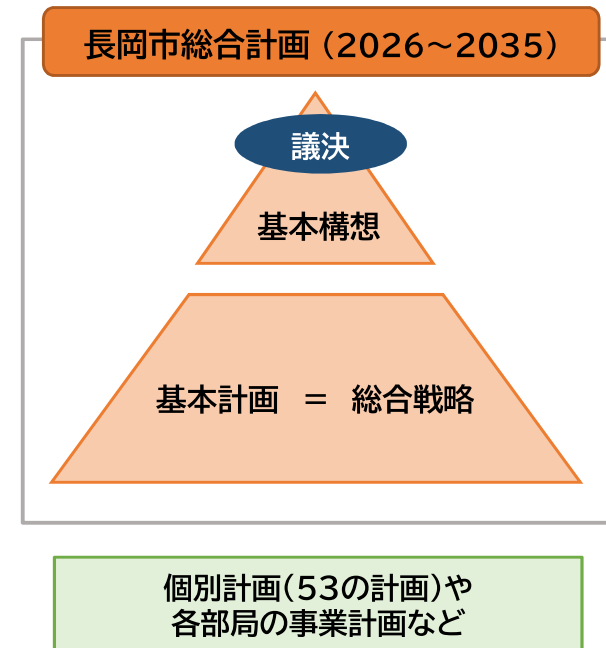
- ・まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえ、「地方版総合戦略」の策定に努めなければならない
- ・総合戦略の目的は人口減少対策と地方創生・国のデジタル田園都市国家構想に基づき、デジタル技術の浸透・推進などを踏まえ策定することが求められる

2 策定の方向性と時期

- ・現総合戦略の期間は令和6年度まで
- ・本市の最重要課題である人口減少克服と地方創生が総合計画と総合戦略の一致した目的
- ・現総合戦略を1年延長し、総合計画と期間を合わせ一体的に策定
- ・総合戦略を基本計画に位置づけ取組みや事業を強力に推進
- ・市民にわかりやすい計画とする



3 総合計画と総合戦略の構成について



4 計画(戦略)の策定体制

- ・総合計画は総合計画策定委員会が審議検討、市長へ答申
- ・庁内策定会議は地方創生推進会議（幹事会）へ適宜説明し、意見を伺う
- ・計画の策定後は地方創生推進会議（幹事会）が毎年度効果検証を実施

